

令和 7 年度実施施策に係る
政策評価の事前分析表

令和 7 年 8 月
国家公安委員会・警察庁

本事前分析表の趣旨

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（令和５年６月国家公安委員会・警察庁決定）においては、実績評価方式による評価について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定した上で、業績目標ごとに設定した業績指標を１年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものとし、毎年度、事前分析表を作成し、公表することとしている。

凡例

本事前分析表における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第 208 条の 2 の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第 211 条第 2 項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいう。

ア 不同意性交等・・・強制性交等並びに刑法第 177 条の不同意性交等、同法第 179 条第 2 項の監護者性交等並びに同法第 181 条第 2 項の不同意性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

イ 強制性交等・・・強姦並びに改正前の刑法第 177 条の強制性交等、同法第 178 条第 2 項の準強制性交等、同法第 179 条第 2 項の監護者性交等並びに同法第 181 条第 2 項の強制性交等致死傷、準強制性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

ウ 強姦・・・平成 29 年改正前の刑法第 177 条の強姦、同法第 178 条第 2 項の準強姦、同法第 178 条の 2 の集団強姦及び集団準強姦、同法第 181 条第 2 項の強姦致死傷及び準強姦致死傷並びに同法第 181 条第 3 項の集団強姦致死傷及び集団準強姦致死傷をいう。

- (4) 不同意わいせつ・・・強制わいせつ並びに刑法第 176 条の不同意わいせつ、同法第 179 条第 1 項の監護者わいせつ並びに同法第 181 条第 1 項の不同意わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。
- (5) 強制わいせつ・・・改正前の刑法第 176 条の強制わいせつ、同法第 178 条第 1 項の準強制わいせつ、同法第 179 条第 1 項の監護者わいせつ並びに同法第 181 条第 1 項の強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。
- (6) 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。
- (7) 窃盗犯・・・窃盗をいう。
- (8) 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
- (9) 風俗犯・・・賭博、わいせつ及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。
- (10) その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 1 号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 2 号）

ウ め犯少年・・・刑罰法令に該当しないめ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 18 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 3 号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された 20 歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

(6) 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

※ 令和元年の各種数値については、平成31年1月1日から4月30日までの数を含む。

※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意性交等」は、強制性交等の数値である。

※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意わいせつ」は、強制わいせつの数値である。

※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 様式の凡例

(1) 総括評価

評価を実施した各業績目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括。

(2) 主な結果（指標・事例）

各業績目標に関し、取組を実施して達成された結果（アウトカム）を統計値や事例等により示したもの。業績指標と同義。

(3) 外部要素等

業績目標をめぐる国内外の社会経済情勢等であり、取組及び成果に対して与える影響を考慮すべきもののこと。

(4) R7ー（数字）

取組に係る令和7年度行政事業レビュー事業番号を示したもの。

政策の体系

基本目標 1 現下の治安上の課題への対応

業績目標 1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進

基本目標 2 犯罪被害者等の支援の充実

業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 3 警察活動の基盤の強化

業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化

業績目標 2 警察情報通信基盤の強化

基本目標 4 市民生活の安全と平穏の確保

業績目標 1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進

業績目標 2 現場執行力の強化

業績目標 3 子供の性被害防止対策の推進

業績目標 4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標 5 犯罪捜査の的確な推進

業績目標 1 重要犯罪等の検挙向上

業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

業績目標 3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標 6 組織犯罪対策の推進

業績目標 1 犯罪組織の存立基盤の弱体化

業績目標 2 国際組織犯罪対策の推進

基本目標 7 安全かつ快適な交通の確保

業績目標 1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

業績目標 2 運転者対策の推進

業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 8 国の公安の維持

業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

業績目標 2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施

業績目標 3 災害への的確な対処

業績目標 4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 9 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標 1 サイバー事案対策の推進

業績目標 2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

業績目標1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進

業績目標の説明

近年、匿名・流動型犯罪グループが治安対策上の脅威となっていることから、同グループの実態解明及び取締りを強力に推進するとともに、同グループの主たる資金獲得犯罪である特殊詐欺等の被害の防止を図る。

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な結果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

基本目標2 犯罪被害者等支援の充実

業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

令和7年8月
犯罪被害者等施策推進課

業績目標の説明

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。

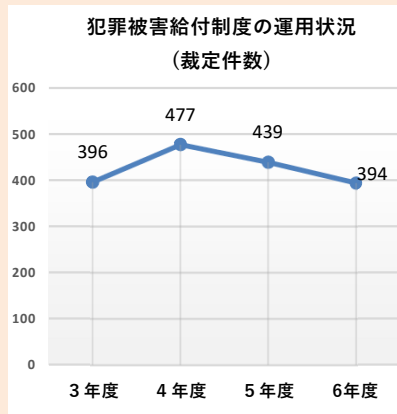
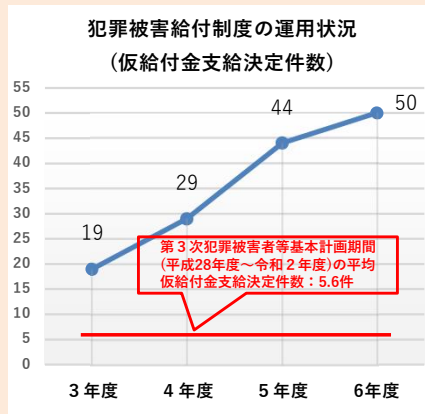
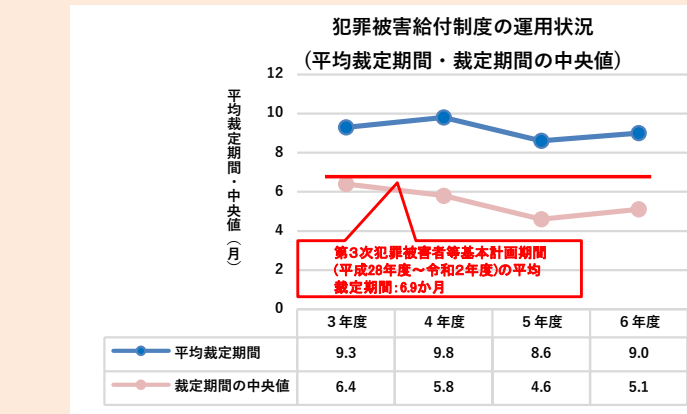
【主な結果(指標・事例)】

- ① 犯罪被害給付制度の平均裁定期間
(達成年:令和7年度)

達成目標:第3次犯罪被害者等基本計画期間中と同水準を維持する。
- ② 犯罪被害給付制度の仮給付金支給決定件数
(達成年:令和7年度)

達成目標:第3次犯罪被害者等基本計画期間中よりも向上させる。
- ③ 犯罪被害者等が必要な支援を受けられる環境の整備(達成年:令和7年度)

達成目標:各種支援に関する取組の推進及び関係機関・団体との連携を通じた各種支援の充実



- 【犯罪被害者等支援を目的とした条例等】
※令和7年4月1日現在(暫定値)
- ・47/47都道府県(±0)
 - ・18/20政令指定都市(+2)
 - ・1,083/1,721市区町村(+236)
- 【見舞金制度】
※令和7年4月1日現在(暫定値)
- ・23/47都道府県(+2)
 - ・20/20政令指定都市(+3)
 - ・1,097/1,721市区町村(+234)

【取組】

- 犯罪被害者等給付金の早期裁定及び仮給付金支給決定に向けて、都道府県警察への指導を実施 R7-49
- 地方公共団体に対し、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定に関する情報提供を推進するとともに、担当職員等の意識改革や能力向上を図るための研修等を実施するなどして総合的対応窓口の機能の充実や関係機関等との連携強化等を要請 R7-48
- 地方公共団体に対し、見舞金制度の導入要請及び情報提供を実施 R7-48
- 都道府県に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、犯罪被害者等のニーズに応じて支援を提供し得る関係機関・団体が集まる支援調整会議を開催するなど、利用できる制度・サービスをパッケージで届け、負担軽減に資するワンストップサービス体制の構築・運用に要する経費に充てる新たな補助金を創設して、令和7年度予算で措置したほか、地方公共団体に対し、体制構築・運用の手引きを提供するとともに、研修を実施 R7-48

【課題】

- 犯罪被害給付制度を円滑に運用するとともに、引き続き、早期の裁定等を行うことが必要
- 地方におけるワンストップサービス実現に向けた地方公共団体の取組の更なる促進

基本目標3 警察活動の基盤の強化

業績目標1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化

令和7年8月
技術企画課

業績目標の説明

警察が、必要な執行力を維持しつつ、様々な課題に的確に対処するため、先端技術の積極的な活用や警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム(警察共通基盤)の整備等により、警察活動の高度化・合理化を推進する。

【主な結果(指標・事例)】

① 警察共通基盤システムの整備・運用

達成目標:警察における全国共通のシステムを整備し、警察活動を高度化する。

達成年:令和6年度(運転者管理システム) ※達成済
令和8年度(遺失物管理システム)

○ 警察共通基盤システムへの移行府県における運転免許更新手続の自動受付人数

R5年度	R6年度
3,586,864 人	11,558,837人

○ 警察共通基盤システムによる遺失届のオンライン受理件数

R5年度	R6年度
32,844 件	120,396件

② 警察行政手続のオンライン化の推進 (達成年:令和7年度)

達成目標:国民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察における事務処理の効率化を実現する。

○ 警察行政手続サイトにおけるオンライン申請・届出件数

開始日	根拠法令/対象手続数	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
R3.6.1	道路交通法関係(道路使用許可の申請等3手続)	39,771	83,823	111,952	131,877
	警備業法関係(服装の届出等2手続)	712	1,009	1,829	1,889
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係(責任者の選任の届出1手続)	3,155	5,875	7,657	8,094
R4.1.4	道路交通法関係(安全運転管理者の選任の届出等9手続)	4,655	28,841	26,562	30,960
	警備業法関係(廃止の手続等3手続)	145	104	198	262
	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律関係(小型無人機の飛行に関する通報1手続)	44	527	1,181	1,800
	災害対策基本法等関係(緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出1手続)	410	2,077	588	493
R5.1.4	道路交通法関係(制限外牽(けん)引許可の申請1手続)	-	0	16	6
	警備業法関係(営業所の届出等1手続)	-	78	623	720
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係(申請書記載事項の変更の届出1手続)	-	62	328	563
R6.1.4	古物営業法関係(仮設店舗における営業の届出1手続)	-	-	3,271	27,890
合計		48,892	122,396	154,205	204,554

【取組】 R7-51

○ 運転者管理システム及び遺失物管理システムの移行

警察共通基盤システムへの移行状況				
	R4年度	R5年度	R6年度	合計
運転者管理システム	4府県	15都県	28道府県	47都道府県
遺失物管理システム	10府県	10県	10県	30府県

※ 遺失物システム 移行完了:令和8年度 (令和7年度:12道県移行予定)

○ 警察行政手続オンライン化システムの運用開始

令和3年度から警察行政手続サイトにおいて試行的に各種手続のオンライン化に取り組んできたところ、現在、より多くの手続を対象として、警察行政手続オンライン化システムの整備を進めており、令和7年中の運用開始を目指し引き続き推進する。

【外部要素等】

○ 個人を取り巻く情報環境の変化

【課題】

○ 都道府県警察ごと、システムごとにプログラム・データ形式が異なっており、警察組織全体でのデータ利活用に制約がある。

○ 制度改正等の対応のためのプログラム改修作業が各都道府県警察において発生している。

○ 警察行政手続サイトについては、メール経由であるため、職員によるデータ移行作業が発生するなど改善に向けた検討事項あり。

○ 手数料の支払いを伴う申請は、窓口での手続が必要となる。

業績目標の説明

警察業務のデジタル化及び大規模災害の発生、警衛・警護、雑踏警備等に備えた警察情報通信基盤の強化を図る。

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な結果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

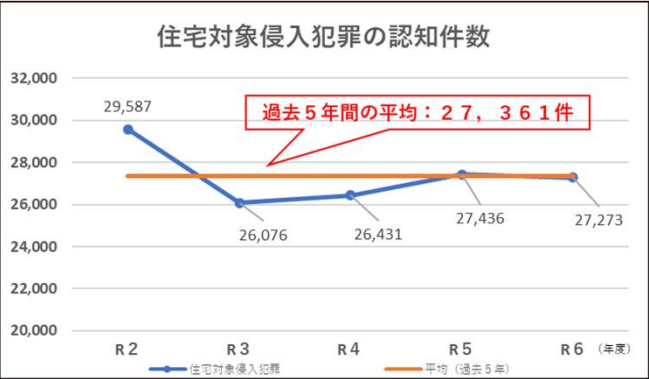
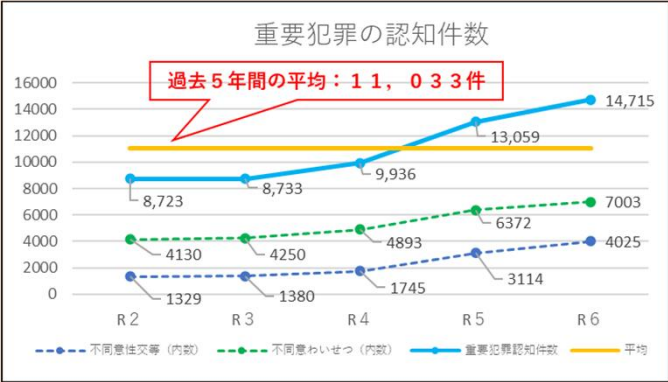
業績目標1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進

業績目標の説明

地域の犯罪情勢に即した各種の対策等、総合的な犯罪防止に向けた取組を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。

【主な結果(指標・事例)】

- ① 重要犯罪の認知件数(達成年:令和7年度)
達成目標:過去5年間の平均値を下回る。
- ② 住宅対象侵入犯罪の認知件数(達成年:令和7年度)
達成目標:過去5年間の平均値を下回る。



人身安全関連事案をめぐる情勢(令和6年中)

- 警察に寄せられたストーカー相談等件数 19,567件(前年比-276件)
- DV相談等件数 94,937件(前年比+6,318件)
- 警察から児童相談所に通告した児童数 122,378人(前年比-428人)
- ストーカー規制法違反の検挙件数 1,341件(前年比+260件)
- ストーカー規制法に基づく禁止命令等件数 2,415件(前年比+452件)

【取組】

- 効果的な犯罪防止に向けた取組の推進 R7-1
 - ・ 的確な犯罪情勢分析の実施
 - ・ 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
 - ・ 自主防犯活動の促進
 - ・ 犯罪防止に配慮した環境設計の推進等
- 地域住民等に対する防犯情報の提供の推進 R7-3
 - ・ 防犯情報の類型に応じた適時適切な情報提供
 - ・ 情報提供の体制整備
- 人身安全関連事案対策の推進 R7-2
 - ・ 組織的な対応の推進
 - ・ 実戦的訓練等を内容とする研修会の開催
 - ・ 広報啓発活動の実施

【外部要素等】

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立、性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備
- SNSで実行犯を募集する手口が特殊詐欺のみならず強盗等にまで拡大

【課題】

- 強盗等の重要犯罪が増加。自主防犯活動の更なる活性化を図るため、あらゆる手段・媒体を用いた犯罪情勢や防犯情報等の提供が必要
- 住宅対象侵入犯罪は微減であるが、空き巣及び住居侵入は3年連続で増加。防犯性能の高い建物部品の普及促進及び街頭防犯カメラの設置促進が必要
- 人身安全関連事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きく、依然として注視すべき実態であることを踏まえた対策の推進が必要

業績目標2 現場執行力の強化

業績目標の説明

地域警察官をはじめとする第一線警察官の術科訓練の推進や装備の充実等により裏付けられる第一線警察組織の街頭活動及び初動警察活動の執行力の強化を図る。

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な結果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

基本目標4 市民生活の安全と平穩の確保

業績目標3 子供の性被害防止対策の推進

令和7年8月
人身安全・少年課

業績目標の説明

スマートフォン等のインターネット接続機器等が児童に普及する中で、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準で推移しており、こうした情勢や課題に対応するため、子供の性被害を防止するための対策を推進する。

【主な結果(指標・事例)】

①児童買春事犯等の検挙状況等(達成年:令和7年度)
達成目標:被害状況に即した捜査能力の向上を図り、子供への性犯罪の取締りを推進する。

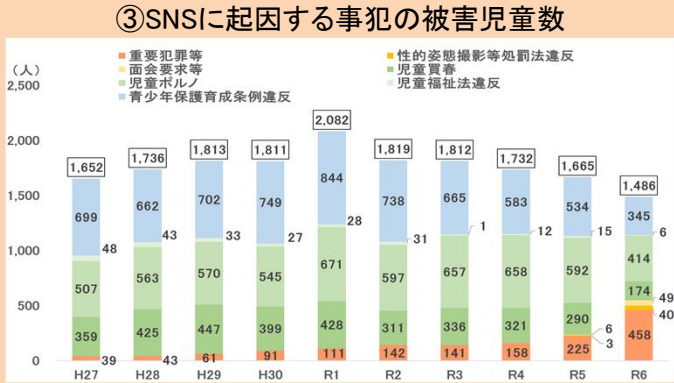
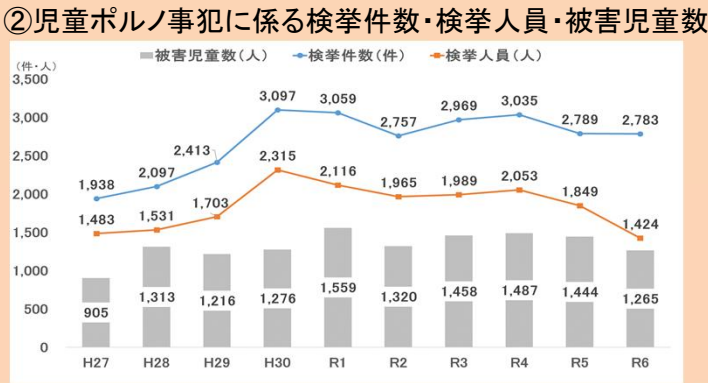
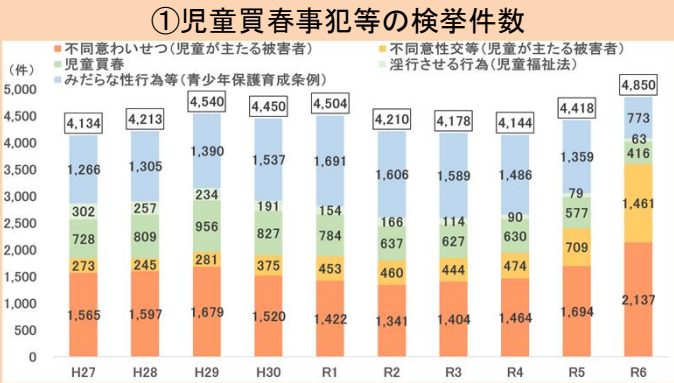
【令和6年度の検挙事例】
➢ 海外機関(全米行方不明・被搾取児童センター)からの日本国内で児童の性的画像がSNS上でやりとりされている旨の情報提供を端緒に、女子児童の裸画像を共有した上、同児童にわいせつ行為を行った被疑者男女2名を不同意わいせつ罪等で検挙した。

②子供の性被害の撲滅に向けた取組の実施状況(達成年:令和7年度)
達成目標:子供の性被害の撲滅に対する理解の増進を図る。

【令和6年度の取組事例】
➢ 対象の年齢層に応じた広報媒体を活用し、犯罪の態様を具体的に示すなど被害に気付きやすくする対策を推進した。
➢ 保護者等に向けてオンラインゲームのリスクを踏まえた注意喚起(ペアレンタルコントロールの活用や家庭でのルール作り)を実施した。



子供の性被害をめぐる情勢



【取組】

- 「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」に基づく取組の推進 R7-16
- 児童の性的搾取等事犯の捜査に従事する都道府県警察の警察官の捜査能力向上を目的とした研修会等の開催
 - 在京大使館を含む外国機関、民間団体、関係省庁等を対象に「子供の性被害防止セミナー」を開催し、児童性的搾取事犯の取組等の情報共有を実施
 - 外国捜査機関からの情報提供に基づき積極的な取締りを推進
 - 各種啓発資料を作成・配布するなどの広報啓発活動の実施



第9回子供の性被害防止セミナー
(令和7年2月14日)

【外部要素等】

- 児童のスマートフォンでのインターネット利用率
- 令和5年の刑法改正(性交同意年齢の引き上げ等)

【課題】

- SNSに起因する事犯の被害児童数は前年から減少したものの依然として高水準で推移
- 児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数は2年連続で減少したが、引き続き高水準で推移

業績目標の説明

今後、増加が見込まれる訪日・在留外国人を含む、日本語を母語としない外国人等が我が国の良好な治安を体感できるような環境を整備する取組を推進する。

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な結果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

業績目標1 重要犯罪等の検挙向上

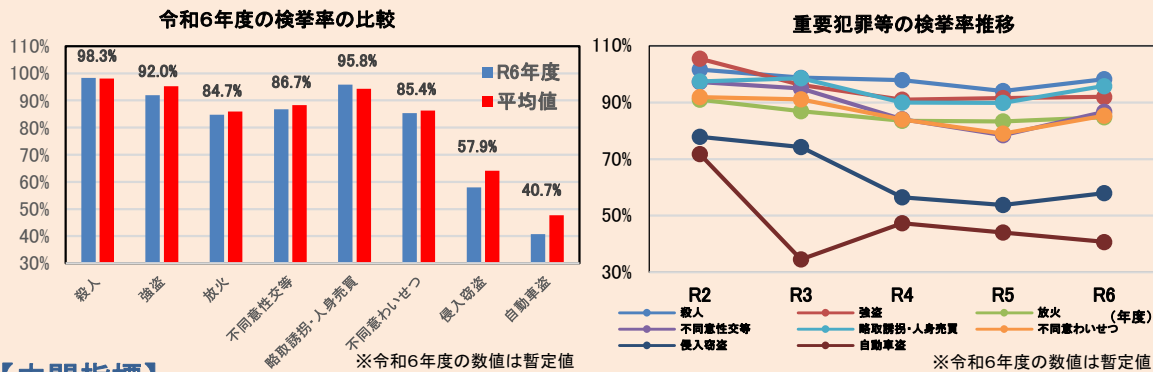
業績目標の説明

国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪等※の検挙に向けた取組を推進する。

※ 国民が真に解決を期待している重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつ）、侵入窃盗及び自動車盗をいう。

【主な結果（指標・事例）】

- 殺人、強盗をはじめとする重要犯罪等の検挙率（達成年：令和7年度）
達成目標：過去5年間の平均値を上回る。



【中間指標】

- 捜査本部設置事件（殺人に絡む事件に限る。）のうち、被疑者検挙に至った事件数
- 性犯罪捜査担当者に対する研修の実施回数・受講人数
- 人質立てこもり事件等に対処するための実践的な訓練
- 窃盗の合同捜査本部又は共同捜査本部設置事件のうち、被疑者検挙に至った事件数
- 犯罪死見逃し事案の発生状況
- 防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした重要犯罪等の被疑者検挙件数
- 遺留指掌紋・遺留DNA型記録一致件数
- 捜査支援分析担当者に対する研修実施回数・受講人数
- 捜査特別報奨金制度に基づく情報提供数・検挙数

【外部要素等】

- 刑法等が一部改正され、性犯罪の構成要件の明確化等がなされたことにより、性犯罪の認知件数が増加する可能性
- 秘匿性の高い通信手段の普及により、犯罪の悪質化・巧妙化につながる可能性

【取組】

- 検挙対策等
 - 殺人・強盗等捜査の推進（捜査本部設置による集中的な捜査）
 - 性犯罪捜査の推進
 - 人質立てこもり事件等への対処能力の向上
 - 窃盗事件捜査の推進
 - 犯罪死見逃し防止の推進
- システム及び制度の活用
 - 防犯カメラ画像等の活用
 - DNA型鑑定基盤の充実
 - 警察共通基盤システムの活用
 - 捜査特別報奨金制度の活用

【課題】

- 検挙対策等
 - 性犯罪捜査体制の充実及び適切な捜査の推進が必要
 - 社会的反響の大きな凶悪事件が依然として発生していることから、国民の不安を払拭するため、各種施策の推進が必要
 - 組織的な窃盗事件に対する効果的な検挙対策が必要
- システム及び制度の活用
 - 防犯カメラ画像等の効果的な活用が必要
 - 科学捜査力の維持・向上が必要
 - 警察共通基盤システム及び捜査特別報奨金制度の効果的な活用

業績目標の説明

贈収賄事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な結果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

基本目標5【犯罪捜査の的確な推進】

令和7年8月
刑事企画課・捜査支援分析管理官
犯罪鑑識官・総務課

業績目標3【科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進】

業績目標の説明

令和元年6月の刑事訴訟法等改正法の全面施行により導入された取調べの録音・録画制度の確実な実施を行うとともに、客観証拠の収集、分析等を重視した緻密な捜査を行うなど、適正な捜査に向けた取組を推進する。

【主な結果(指標・事例)】

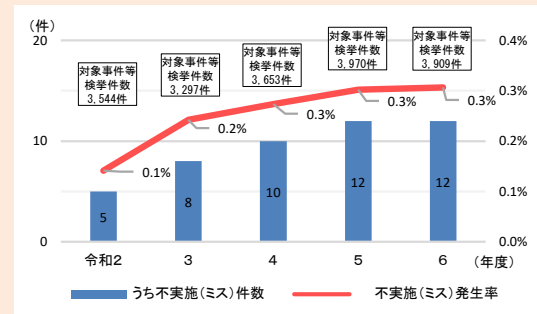
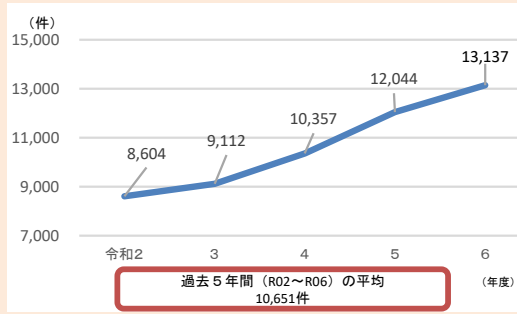
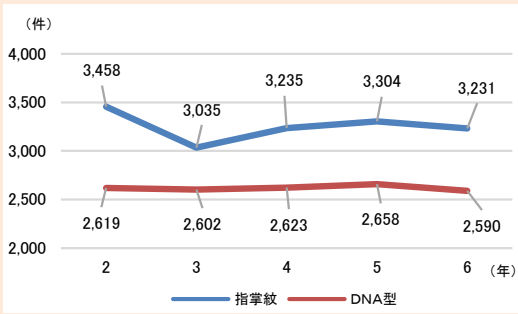
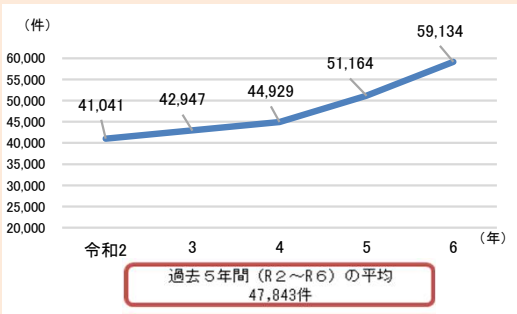
- ① 令和7年に検挙された捜査本部設置事件の起訴率(令和6年は約88%)(達成年:令和7年度) 達成目標:高水準を維持する。

② 防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数 (達成年:令和7年度) 達成目標:過去5年間の平均値を上回る。

③ 遺留指掌紋・DNA型記録一致件数 (達成年:令和7年度) 達成目標:平年並みの水準を維持する。

④ 精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画(※1)の実施件数 (達成年:令和7年度) 達成目標:過去5年間の平均値を上回る。

⑤ 裁判員裁判対象事件等における録音・録画(※2)不実施(ミス)発生件数 (達成年:令和7年度) 達成目標:不実施(ミス)の絶無



- ⑥ 令和7年の監督対象行為の発生件数(令和6年は8件、過去5年間の平均値は11.2件)(達成年:令和7年度) 達成目標:過去5年間の平均値を下回る。

【取組】

- 防犯カメラ画像等を収集・分析するための体制の構築
 - 科学技術を活用した捜査のための研究会等の実施
 - 指掌紋・DNA型鑑定及びデータベースの活用
 - 遺留指掌紋・DNA型鑑定の基盤整備
- 適正捜査に関する巡回業務指導の実施
 - 取調べ手法及び録音・録画に関する指導・教養の実施
 - 取調べ録音・録画機材の整備

【課題】

- 裁判員裁判対象事件等における録音・録画不実施(ミス)発生件数が増加傾向にあることから、録音・録画の適正な実施に関する指導・教養を一層推進することが必要
- 秘匿性の高い通信手段を利用した犯罪が発生するなど、犯罪の在り方が変化していることに加え、供述のみに依存しない客観証拠による的確な犯罪立証の重要性が増していることから、防犯カメラ画像捜査をはじめとした、客観証拠の収集・分析等を重視した緻密な捜査を一層推進する必要がある、捜査支援分析部門における体制と人材育成による人的基盤の強化や、他部門との連携による分析技術及び資機材の組織全体での有効活用による、捜査力向上を図ることが必要
- また、DNA型鑑定等に必要な資機材の持続的かつ計画的な整備や、AIを活用した鑑識業務の高度化・効率化等科学捜査力の向上のための研究基盤の強化を図ることが必要(例えば、令和6年度に指掌紋識別業務に関し、AIによる特徴点の抽出や照合等に関する実証実験を実施した結果、一定の成果が確認できたことから、今後の運用に向けて検討を進めている。)

基本目標6 組織犯罪対策の強化

業績目標1 犯罪組織の存立基盤の弱体化

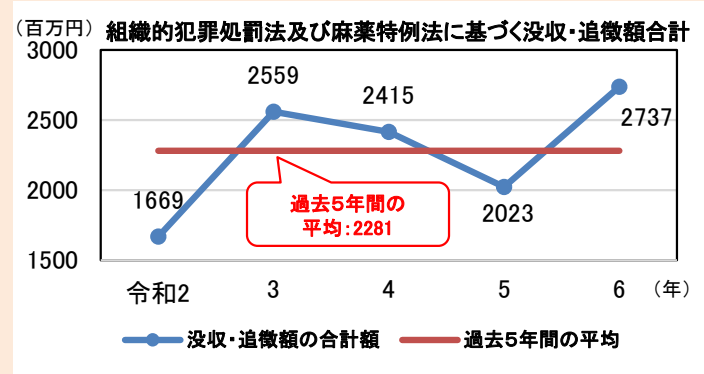
令和7年8月
組織犯罪対策第一課

業績目標の説明

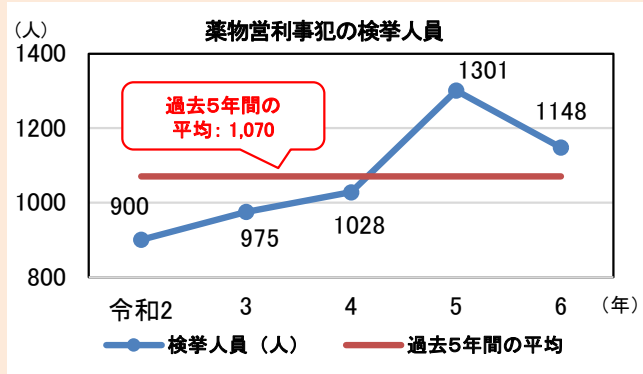
暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威となっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪を行うなど、その人的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、基本目標1業績目標1及び基本目標6業績目標2の達成と相まって、犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。

【主な結果(指標・事例)】

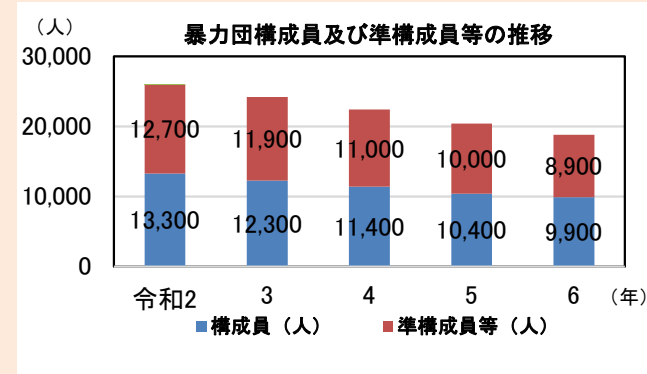
- ① 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益(※1)の没収・追徴の額(※2)
(達成年:令和7年)
達成目標:過去5年間の平均値を上回る。



- ② 薬物営利事犯(※3)の検挙人員
(達成年:令和7年)
達成目標:過去5年間の平均値を上回る。



- ③ 暴力団構成員等(※4)の数
(達成年:令和7年)
達成目標:前年の値を下回る。



- その他、「風営適正化法違反の検挙件数」、「賭博の検挙件数」、「貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(高金利等)に係る事犯の検挙事件数」、「風営適正化法違反、賭博並びに貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(高金利等)を前提犯罪とするマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数」、「暴力団排除条例違反の検挙件数のうち、暴力団排除特別強化地域における特定営業等に関する利益の受供与に係る検挙件数」及び「暴力団構成員等の関与する事件の検挙数及びこれら事件における検挙人員」も主な成果(指標・事例)に設定

【取組】 R7-23、R7-24

- 暴力団等の組織実態に関する情報の収集、分析及びそれらに基づく取締りを推進
- 暴力団対策法を積極的・効果的に運用
- 国内関係機関との連絡会議や、FATF等の外国機関との連携等、犯罪収益の移転の防止に関する協力体制を構築

【課題】

- 社会情勢の変化に伴い、暗号資産を利用するなど、マネー・ローンダリングの手口が巧妙化
- 元暴力団員等が匿名・流動型犯罪グループとして活動を行う実態【基本目標1業績目標1参照】

【外部要素等】

- 暗号資産等の新たな形態の財産の普及
- 匿名性・秘匿性の高い通信手段の普及

※1 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれら以外の財産が混和した財産
※2 第一審裁判所において行われる通常の公判手続における没収・追徴額
※3 覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律の施行日(令和6年12月12日)以前の大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法及びあへん法に規定する、自らが財産上の利益を得、又は第三者に得させることを目的とする罪
※4 暴力団構成員及び準構成員等(暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの)。準暴力団(暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団)に属する者についても、これに当てはまる者については計上されている。

業績目標の説明

犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な結果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

基本目標7 安全かつ快適な交通の確保

業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

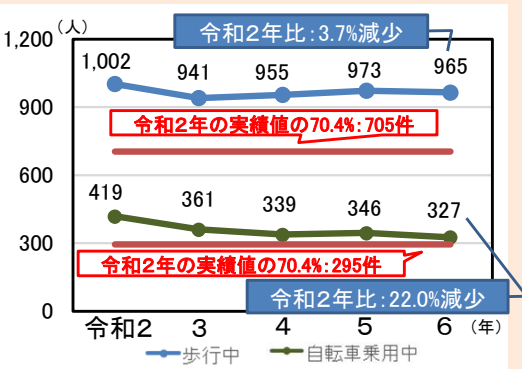
令和7年度企業指針
令和8年度画導制
月課課課

業績目標の説明

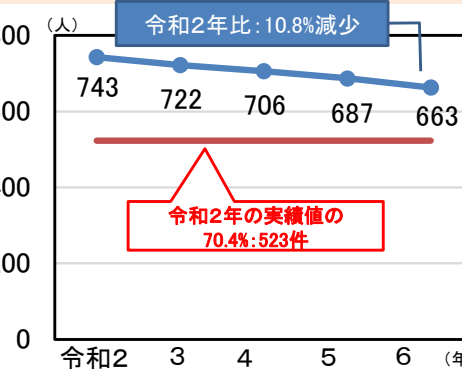
歩行者や自転車利用者・特定小型原動機付自転車利用者（以下「自転車利用者等」という。）の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者等の安全の確保を図る。

【主な結果（指標・事例）】 達成年:いずれも令和7年 達成目標:いずれも令和2年から29.6%以上減少させる。

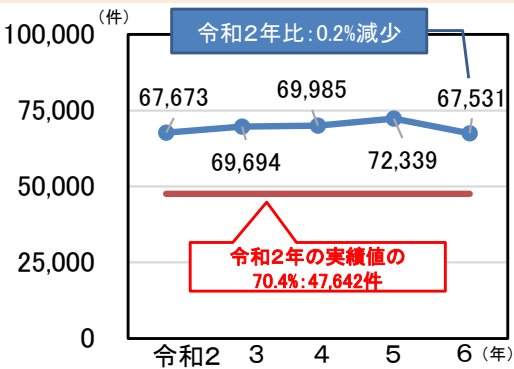
①歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数



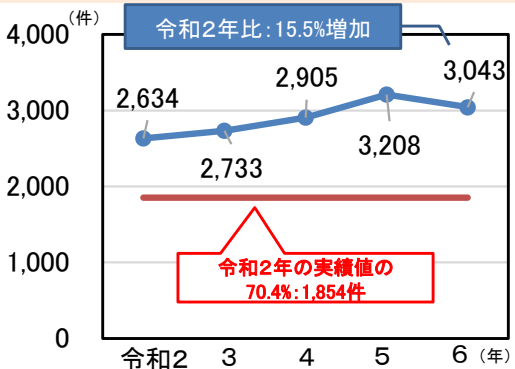
②歩行中の高齢者の交通事故死者数



③自転車関連事故件数



④歩行者と自転車との交通事故件数



【取組】

＜交通安全教育等＞

R7-32

- 自転車利用者等に対する交通ルールの周知と交通安全教育の推進
- 自転車の酒気帯び運転等の罰則整備（令和6年道路交通法改正）
- 歩行者に対する交通安全教育及び広報啓発の推進
- 幼児・児童・高齢者に対する交通安全教育の推進
- 反射材用品等の普及促進

＜自動運転関係＞

- 自動運転の拡大に向けた調査研究

R7-30

＜指導取締り＞

R7-28

- 悪質・危険な交通違反に対する取締りの推進
- 速度違反自動取締装置の整備
- ＜道路交通環境の整備＞
- 生活道路対策及び幹線道路対策の推進
- 歩行空間のバリアフリー化
- 自転車の通行空間の整備

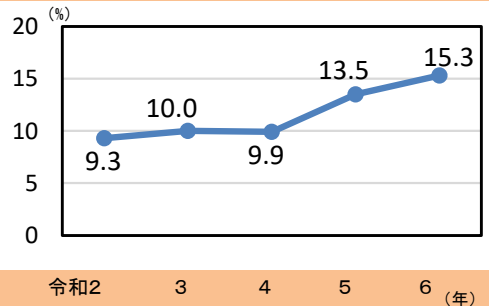
【外部要素等】

- 自転車及び電動アシスト自転車の国内販売数並びに特定小型原動機付自転車の車両台数

【課題】

- 自転車乗用中の死傷者のヘルメット着用率は増加傾向にあるものの、着用が浸透しているとは言えない状況
- 携帯電話等使用に起因する自転車関連死亡・重傷事故は増加傾向
- 令和6年中の自転車関連の死亡・重傷事故のうち、安全不確認や交差点安全進行義務違反をはじめ、自転車側にも何らかの法令違反が認められるものが約75%を占める
- 自転車関連事故や一般原付関連事故と比較して、特定小型原動機付自転車の運転者に飲酒運転が認められるもの（約15%）の割合が高い（自転車:0.6%、一般原付:0.5%）。
- 薄暮時間帯には、自動車と歩行者が衝突する事故が最も多く発生しており、事故類型別では、横断中が約8割を占めるほか、令和6年中の事故類型別歩行中死者数のうち、約69.4%が65歳以上であり、その約半数が「横断歩道以外横断中」
- 生活道路においては、幅員が狭く取締りスペースの確保が困難なケースが存在
- 令和6年中の状態別の交通事故死傷者数のうち、車道幅員5.5m未満の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者が占める割合は、車道幅員5.5m以上の道路の約1.9倍

中間指標: 自転車乗用中の死傷者のヘルメット着用率
達成目標: 前年よりも向上させる。



業績目標2 運転者対策の推進

業績目標の説明

飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な成果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な成果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

業績目標3 道路交通環境の整備

業績目標の説明

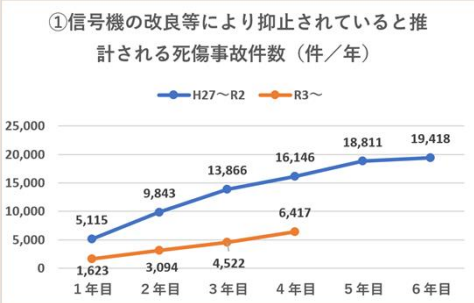
社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。

【成果指標】

① 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故 (達成年度: 令和7年度)

達成目標:

- 信号機の改良等により、死傷事故を約1万8,000件/年抑止
- 事故危険箇所対策により、対策箇所の死傷事故を令和元年比で約3割抑止 (※令和2年度は平成26年度比58%抑止)

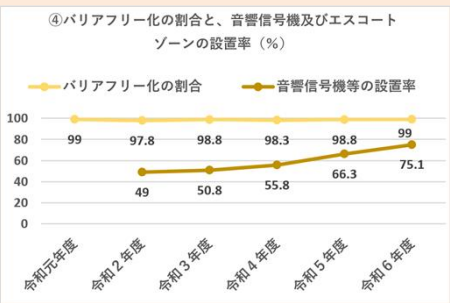
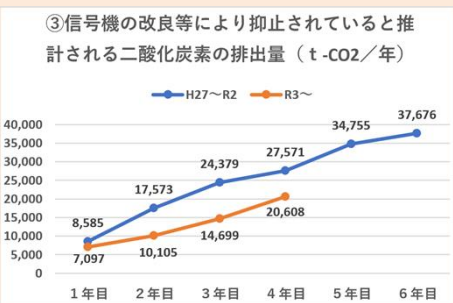
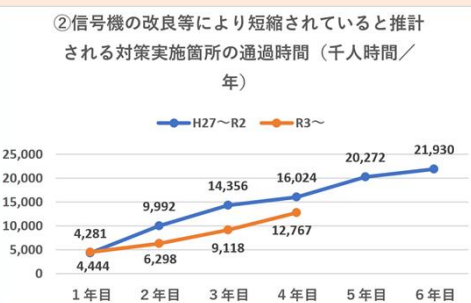


② 信号制御の改良等により実現される円滑な交通 (達成年度: 令和7年度)

達成目標:

- 信号制御の改良等により、対策実施箇所において通過時間を約1,800万人時間/年短縮
- 二酸化炭素の排出量を約3万t-CO₂/年抑止
- バリアフリー対応型信号機・音響信号機及びエスコートゾーンの整備^{※1} (原則100%)

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備するとともに、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分において、音響信号機及びエスコートゾーンを整備する。



③「老朽化した信号制御機の更新数」(達成目標: 令和7年度時点で約6万基以下に抑える ※令和6年度末時点5万1,302基)

④「信号機電源付加装置の整備台数」(達成目標: 令和3年度から令和7年度末までに約2,000台整備 ※令和6年度末時点1,237台)

【取組】

- 特定交通安全施設等整備事業
- 交通安全施設等整備事業効果測定
- 生活道路対策等の推進
- 広域交通管制システムの維持管理

【課題】

- 整備後長時間を経過し、老朽化した交通安全施設等の維持管理・更新を行う必要
- 信号機の改良等により抑止される死傷事故件数や短縮される通過時間、抑止されるCO₂排出量等の伸びがやや低調
- 持続可能な交通規制に向け、道路標識等によらない生活道路対策が必要
- 業務の合理化・システムのスリム化に係る検討を踏まえた、次期広域交通管制システムの更新整備

業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

業績目標の説明

的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等(※1)を含む警備犯罪(※2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。

※1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な大衆運動に伴う大規模暴動等

※2 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪

【主な結果(指標・事例)】

① 主要警備対象勢力(※3)に係る犯罪の検挙状況(達成年:令和7年)

※3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象

達成目標:主要警備対象勢力に係る犯罪の取締りを徹底し、事件検挙を通じて同勢力の実態解明を進める。

② 重大テロ事案等の発生状況(達成年:令和7年度)

達成目標:主要警備対象勢力による違法行為の取締りや関連情報の収集・分析を引き続き推進する。

③ 治安警備の実施状況(達成年:令和7年度)

達成目標:国内外の情勢に応じた適切な警備措置を行う。

主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙状況

年	令和2	3	4	5	6
極左暴力集団に係る事件検挙件数 (検挙人員)	8(10)	8(9)	3(6)	21(26)	9(14)
右翼運動に伴う事件検挙件数 (検挙人員)	62(85)	44(54)	41(58)	56(76)	45(52)
オウム真理教に係る事件検挙件数 (検挙人員)	1(1)	3(3)	1(1)	2(4)	1(2)

【取組】 R7-36,37,38,39,40,41

- 主要警備対象勢力による違法行為の取締り等
- ローン・オフエンダー等対策の強化
- 重要施設等の警戒警備
- 小型無人機対策
- 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施・関係機関との連携

【外部要素等】

- 大阪・関西万博(令和7年4月から10月までの間)、参議院議員通常選挙(令和7年7月)、第9回アフリカ開発会議(令和7年8月)

【課題】

- 主要警備対象勢力による「テロ、ゲリラ」等の脅威のほか、近年はいわゆるローン・オフエンダー等による違法行為や小型無人機を使用したテロ等、対応すべき脅威が多様化

業績目標2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施

業績目標の説明

警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護を講ずることにより、御対象(※1)及び警護対象者(※2)に対する違法行為の発生を未然防止し、その身辺及び聴衆の安全を確保する。

※1 天皇皇后両陛下、上皇皇后両陛下及び皇族殿下
※2 内閣総理大臣、国賓その他その生命及び身体に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者

【主な結果(指標・事例)】

① 警護実施中の警護対象者に対する違法行為の発生状況(達成年:令和7年度)
達成目標:違法行為を未然に防止し、警護対象者の身辺及び聴衆の安全を確保する。

○ いずれの警護においても、警護対象者に対する違法行為の発生はなかった。

警察庁では、令和4年7月に奈良県内で発生した安倍元首相に対する銃撃事件を受けて、警察庁次長を長とする「検証・見直しチーム」を設置し、本件警護における問題点及び今後講ずるべき具体的な対策を取りまとめるとともに、新たな警護要則を制定し、警護における警察庁の関与を強化した。
また、警察庁では、令和5年4月、和歌山県内で発生した岸田前首相に対する爆発物投てき事件を受けて、警護に関する課題及び対策を検討し、警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組を進めている。

(参考)警護計画案審査件数

＼	令和4年(8月～12月)	令和5年	令和6年
審査件数(件)	1,266	3,727	3,423

② 警衛実施中の御対象に対する違法行為の発生状況(達成年:令和7年度)
達成目標:違法行為を未然に防止し、御対象の身辺及び歓送迎者の安全を確保する。

○ いずれの警衛においても、御対象に対する違法行為の発生はなかった。

なお、コロナ禍においてはオンラインで御臨席されていた行事について、令和4年以降、地方の行幸啓やお成りが再開され、多数の歓送迎者による奉迎が行われた。

(参考)警衛実施件数

＼	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施件数(件)	1,688	1,478	1,999	2,804	3,089

【取組】 R7-43

- 計画及び実施段階における取組強化(警察庁による危険度の評価・警護計画案の事前審査、都道府県警察による現場指揮機能の強化及び主催者との連携強化)
- 体制及び教養訓練の充実・強化(警察庁・都道府県警察の警護体制の強化、体系的な教養訓練計画の策定及び実戦的・高度な訓練の実施)
- 装備資機材の充実(防弾資機材をはじめとする装備資機材の拡充及び先端技術を活用した資機材等の整備)
- 警衛の実施に当たっての事前調査及び連携強化(関係機関との連携による御対象の御身辺の安全の確保及び歓送迎者の雑踏等による事故を防止)
- ローン・オフエンダー等対策の強化(警備部門に司令塔を置き、一元的な情報集約、危険度評価及び関係部門が連携した対策の実施)

【外部要素等】

- 全国植樹祭(5月)、参議院議員通常選挙(7月)、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭(9月)、国民スポーツ大会(9月)、全国豊かな海づくり大会(11月)

【課題】

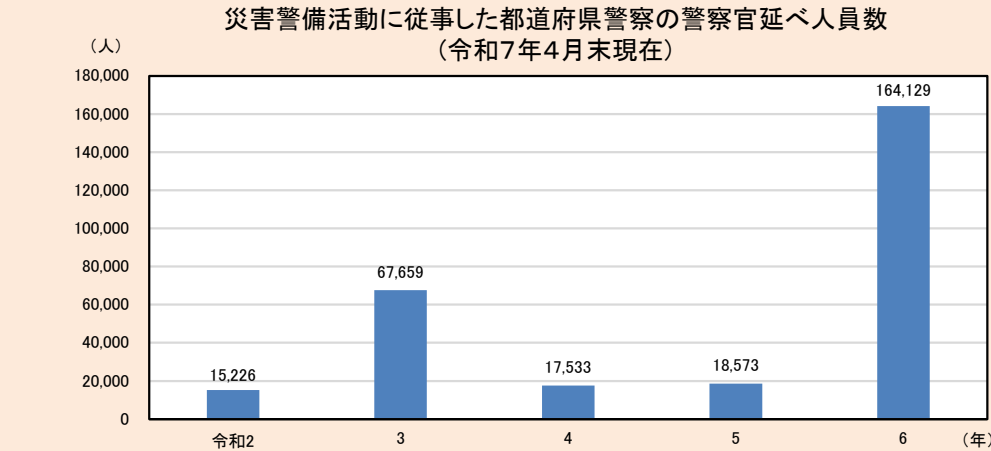
- 【警護】主催者との連携を更に深めるとともに、警護の在り方について不断の見直しを行う必要
- 【警衛】御対象のお出ましが増加している状況を踏まえた対策が必要

業績目標の説明

的確な警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。

【主な結果(指標・事例)】

災害警備活動の実施（達成年：令和7年度）
達成目標：的確な災害警備措置による災害発生時の被害の最小化等



※1 台風、大雨、強風、高潮、地震、津波、噴火、大雪等による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場した者に限る。)の延べ数
※2 年をまたぐ出勤については、災害の発生年に人数を計上

【外部要素等】

災害の発生状況、発生規模等

【課題】

令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの大規模災害の経験を踏まえ、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害・土砂災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震・津波、火山災害等に、よりの確な対応ができるよう、災害対処能力の更なる向上及び関係機関との連携の一層の深化を図る必要

【取組】

➤ 災害警備活動の実施

R7-9, 10, 36, 37, 44, 52

【令和6年中に発生した主な自然災害】

- 令和6年能登半島地震
石川県能登半島地方を震源とする最大震度7を観測した地震が発生し、死者228人等の甚大な被害が発生
- 令和6年7月25日から的大雨
記録的な大雨が発生し、死者5人等の被害が発生
- 日向灘を震源とする地震
日向灘を震源とする最大震度6弱を観測した地震が発生
- 台風第10号
記録的な大雨や暴風が発生し、死者8人等の被害が発生
- 令和6年9月20日から的大雨
記録的な大雨が発生し、死者17人等の被害が発生

R7-36, 37, 44

➤ 災害対策用資機材の整備

令和6年能登半島地震への対応を踏まえた各種装備資機材等の整備

➤ 災害警備訓練の実施・関係機関との連携

R7-37, 44

業績目標4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

業績目標の説明

諜報事案、北朝鮮による拉致容疑事案等、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、経済安全保障、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事象に的確に対処する。

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える

【主な結果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

業績目標の説明

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照

基本目標9 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の整備

業績目標の説明

サイバー事案が多発するなど、サイバー空間の脅威が深刻化していることを踏まえ、サイバー空間の脅威に的確に対処するための基盤となる、全国の都道府県警察等におけるサイバー事案捜査及び対策業務に従事する捜査員等の能力向上及び各種資機材の拡充強化を図るもの

※ 本業績目標は、令和6年度の政策評価対象となっているため、「令和6年度実績評価書」をもって事前分析表に代える。

【主な結果(指標・事例)】

※ 令和6年度実績評価書別紙「主な結果(指標・事例)」参照

【取組】

※ 令和6年度実績評価書「今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)」参照

【外部要素等】

※ 令和6年度実績評価書別紙「外部要素等」参照

【課題】

※ 令和6年度実績評価書「課題」参照